

「尖閣ビデオ」の全面公開を強く求める意見書

尖閣諸島沖における中国漁船衝突のビデオ映像流出事件で、関与を認め名乗り出た第五管区海上保安本部の海上保安官について、警視庁捜査1課と東京地検は逮捕を見送りました。

そもそも、国土交通大臣が海上保安庁に情報管理の徹底を指示したのは、10月18日です。むしろ、海上保安庁内では任務遂行のためにこうした情報を共有するように、大いにビデオを閲覧することが奨励されていたのは周知の事実です。一部とはいえ、国会議員には公開されていました。

また、政府が「非公開」としたのは、「中国人船長の裁判の証拠」ということであり、刑事訴訟法では、初公判までは証拠の公開を禁じているということが根拠でした。しかし、那覇地検は中国人船長を処分保留で釈放してしまいました。

政府は、今回の問題をビデオ流出問題に矮小化し、公務員の守秘義務の罰則強化など早急な法整備を検討する考えを明らかにしました。しかし、これは全く筋違いの話であって、国民の知る権利を侵害し、表現・言論の自由を侵害するものです。

今、問われるべき問題の焦点はビデオ流出問題ではなく、早い段階で公開すべきものを公開してこなかったことです。

今回のビデオは、公開すると国益を害するとか、公序良俗に反するなどといったものでは全くありません。それどころか、公開しないことの方が国益に反するものです。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、一刻も早くビデオを全面公開するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年11月30日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣 あて